

2024年2月15日

国土交通省港湾局計画課 基本方針担当 宛  
地区港湾議長(委員長)

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の  
変更案についての意見

氏 名 真 島 勝 重

住 所 〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 1F

所 属 全国港湾労働組合連合会(全国港湾) 中央執行委員長

電話番号 03-3733-2561

電子メールアドレス nfduj@zenkoku-kowan.jp

該当箇所 ① 新旧対照表P10/変更案/14～16行目)

- 「特定利用港湾」に係る「運用・整備方針」を踏まえ、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮した、平素からの円滑な利用に関する枠組みの構築

② 新旧対照表P23/変更案/10～12行目)

- 「特定利用港湾」に係る「運用・整備方針」を踏まえ、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮した、必要な整備又は既存事業の促進

意 見 国民経済と生活を支えるインフラである港湾を、自衛隊・海上保安庁のニーズに応える整備を行い、平素からの円滑な利用を図るよう方針変更することに反対します。

理 由 ① 現政権は、安保3文書の改訂、敵基地攻撃能力の保有の承認、軍事(防衛)予算の急速な拡大というように防衛体制の強化を急速に進めています。このことが背景にあることを考慮すれば、自衛隊・海上保安庁のニーズとは、敵基地攻撃能力を発揮し得る港湾であり、それを平素から使えるようにするということになります。

② これは、港湾の軍事基地化を意味し、憲法9条を持つ日本の港湾の社会的使命を否定するものになります。

- ③ 「民生利用を主としつつ」としているが、国家安全保障戦略の一環となると、必然的に民業は後景に追いやられ、艦船の入港・軍備品の優先運送が推進されることとなります。「民生利用を主としつつ」としているのは、民生を主としない場面を想定しているからではないかとの疑念も深まります。その場合、必ず商船と商船に係る荷役作業(港運)は二の次となります。定期船は定時運送をサービスとするため、港湾運送もその入・出港時間を厳守できるよう対応しており、そこに、自衛隊や海保の訓練も含むニーズを受け入れたら、定時制の確保はできないこととなります。「民生利用」は当たり前のことであり、「主としつつ」と前置きすること自体にごまかしがあると指摘せざるを得ません。
- ④ 政権が「敵基地攻撃能力の保有」を承認したことで、日本を敵国と見た国は、「攻撃されること」を恐れ、「兵站基地となる港湾」を攻撃対象とし、港湾労働者の命と安全は脅かされ、事業を営む港運会社も、その事業基盤を危うくすることとなります。そもそも、敵基地攻撃能力の保有は、武力は持たないとした憲法に反するものであり、専守防衛を旨とする自衛隊の性格を「軍隊に変える」もので許されることではありません。
- ⑤ この変更された方針案のなかに、国民の避難や保護も自衛隊や海上保安庁のニーズをあげ、前後の文書の脈絡から国民のためのニーズを強調しています。有事や戦争状態で、軍隊は国民を守ったことがないのは歴史的事実で、先の太平洋戦争では、沖縄において、軍隊は沖縄県民を守らなかっただけでなく、むしろ、軍隊と時の政治体制を守るために県民を犠牲にしたのが歴史的事実です。国民の避難・保護は本音を糊塗するものでしかありません。

以 上